

香川県土木事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第24号

香川県土木事務所規則の一部を改正する規則

香川県土木事務所規則（昭和38年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(組織)</p> <p>第1条 略</p> <table border="1" data-bbox="219 539 1088 737"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>香川県中讃土木事務所</td><td>総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 <u>開発課 用地課</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>開発課の分掌事項は、香川県長尾土木事務所にあつては五名ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に関する事</u>、<u>香川県中讃土木事務所にあつては長柄ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に関する事</u>とする。</p> <p>8・9 略</p>	略		香川県中讃土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 <u>開発課 用地課</u>	略		<p>(組織)</p> <p>第1条 次の表の左欄に掲げる土木事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1191 539 2060 737"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>香川県中讃土木事務所</td><td>総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 用地課</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 開発課の分掌事項は、五名ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に関する事とする。</p> <p>8・9 略</p>	略		香川県中讃土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 用地課	略	
略													
香川県中讃土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 <u>開発課 用地課</u>												
略													
略													
香川県中讃土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 用地課												
略													

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。